

**鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
テレビ番組制作等業務委託プロポーザル実施要領**

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務

(2) 事業の目的

全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

そこで、当該事業の実施に当たり、事業の目的を果たすため、最も効果的に県民等に広報し、手話言語及び手話パフォーマンスの魅力等を発信できるテレビ番組の制作等を事業者が業務委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。

(3) 業務の内容

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の様子を紹介等するテレビ番組の制作等に係る業務。

なお、詳細は別紙の大会テレビ番組制作等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで

(5) 委託金額の上限

金 2,700,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

イ 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」、「広告・広報」のいずれにも登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の全ての構成事業者が競争入札参加資格を有するとともに、上記(1)のイのそれぞれの資格区分に構成事業者の1以上の者が登録されていること。
- ウ 共同事業体の全ての構成事業者が、上記(1)の条件(イを除く。)を全て満たしていること。
- エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案等の順位を決定するため、大会テレビ番組制作等業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は、委員4名で構成するものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

4 評価方法

- (1) 各委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。
- (2) 委員4名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。
- (3) 委員4名の合計得点が同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、審査員4名の合計得点が240点(最高得点400点の6割)以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たせば、当該提案者を最優秀提案者に選定する。最低基準点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
目的の理解	・全体を通じて事業目的を正しく理解し、企画に反映させているか。	5点(×2)	10点
番組内容	・視聴者の興味関心を引く内容になっているか。	5点(×4)	55点
	・視聴者に理解しやすい内容になっているか。		
	・大会のPRに寄与する内容になっているか。		
	・視聴対象エリアは広いか。	5点(×2)	
	・視聴対象人数は多いか。		
	・山陰地域以外にも放送等できるような工夫がみられるか。		
	・放送時期は高い視聴率が期待できるか。 (放送の時間帯、曜日、時期、再放送等の観点)	5点(×2)	
・延べ放送時間は長いか。	5点(×1)		
・事後評価の内容は効果的か。	5点(×1)		
広報企画	・情報保障、その他障がい特性に配慮された番組制作が行われているか。	5点(×1)	20点
	・テレビCMによる番組広報の時間、時期、回数等は十分か。	5点(×2)	
制作体制	・その他テレビ番組広報の効果的な取組みがあるか。	5点(×2)	5点
	・業務を確実に実施できる体制か。	5点(×1)	
業務遂行能力	・計画的で無理のない業務スケジュールとなっているか。	5点(×1)	5点
	・スポンサー等、他団体の協力は得られるか。		
見積価格	・過去の実績や質疑応答から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点(×1)	5点
合計	5点×(1-(見積価格(税込価格)/予算額))	5点	5点
合計	100点	100点	

※ 評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

※ 見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。

5 手続等

問合せ先は次のとおりとする。

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内)
電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136
電子メール s-koushien@pref.tottori.lg.jp

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 事業者概要及び事業実績(様式第2号) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和5年3月27日(月)から同年4月7日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年4月7日(金)午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

5に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和5年4月11日(火)午後5時15分までに電子メール(送信先:s-koushien@pref.tottori.lg.jp)により質問すること。(様式自由)
なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koushien>)に順次掲載することにより全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出資料

- ア 企画提案書(単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号)
- イ 企画提案に係る特記事項(様式第4号)
- ウ 別添仕様書に基づく具体的な提案内容
- エ 業務準備・実施スケジュール
- オ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等(共同事業者の場合は、構成事業者すべてのもの。)
- カ 見積書(積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。)

[共同事業者の場合] (共同事業者の場合は、次の資料も提出すること。)

- キ 共同事業者協定書(様式任意。予定案で可)
- ク 構成事業者の業務分担表(各構成事業者の役割分担が分かる資料)

(2) 提出に係る留意事項

- ア 仕様書をもとに、企画のコンセプト、実施内容、実施体制、実施スケジュールを具体的に記載するこ

と。特に、仕様書の7(1)テレビ番組制作等及び(2)テレビ番組広報について、その内容を具体的に分かりやすく企画提案すること。

イ 様式第4号の特記事項において、企画提案内容の特にアピールしたい点を分かりやすく整理し、具体的かつ端的に記載すること。

ウ 用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする)用紙とし、(1)ア及びイの様式以外については、様式及び枚数は任意とする。

エ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

オ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部 計11部

(4) 提出期限

令和5年4月17日(月)午後5時15分まで(必着)

(5) 提出方法

6の(3)に同じ。

(6) 提出場所

5に同じ。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和5年4月27日(木) 予定

(2) 場所

鳥取県庁内の会議室(鳥取市東町一丁目220番地)

(3) その他

ア 正式な開催日時、場所及び集合時間は、別途参加申込者に通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、委員からの質問時間(15分程度)を別途設ける。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

10 契約の締結

(1) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、実行委員会は、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合、実行委員会は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

13 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 公募開始（ホームページ掲載） | 3月27日（月） |
| (2) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 4月7日（金） |
| (3) 質問受付期限 | 4月11日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 4月17日（月） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 4月27日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 5月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積もり依頼 | 5月 |
| (8) 契約締結 | 5月 |

14 その他

- (1) 企画提案書の無効
 - ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
 - イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。
- (2) 参加費用等
 - 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 企画提案書は返却しない。
- (4) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

【別紙】

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 テレビ番組制作等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務

2 委託期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで

3 委託料上限額

2, 700, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

4 大会の概要

別添「鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催要項」のとおり

5 委託業務の概要

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）を紹介するテレビ番組の制作等に係る業務

6 再委託の制限

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上、第三者に委託することができる。

7 業務内容

（1）テレビ番組の制作等

ア 制作するテレビ番組内容等

（ア）放送時期

令和 5 年 10 月から令和 6 年 1 月までの間

（イ）放送時間及び放送回数

放送時間が 56 分以上のテレビ番組を 1 回以上

（ウ）放送時間帯

土日の日中や平日のゴールデンタイムなど、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。

（視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可）

（エ）番組趣旨等

大会のダイジェスト番組とし、大会に出場する高校生の青春模様をはじめ、大会の結果や魅力、感動を県民等に伝えるとともに、大会目的や手話及び手話パフォーマンスの魅力を広く周知するもの。

[例] 各出場チームの演技や開会式、表彰式、生徒の舞台内外での姿、手話を通じた交流等、観覧者の感動の声等、大会の様子を伝える総集編（ダイジェスト）、出場校の本番に至る練習等の様子を伝えるドキュメンタリー 等

（オ）放送エリア

鳥取県及び島根県で視聴できるよう放送すること。

なお、全国大会であることから、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、山陰地方以外で番組の放送又は各局の公式 SNS 等による配信（番組の全部の放送等が難しい場合には、番組

の一部、特定チームのパフォーマンスの放送等でも構わない。)が実現できるよう努めること。

(カ) 留意事項

- ・障がいの特性に配慮した番組を制作すること。映像には字幕（オープンキャプション方式）及び手話通訳を表示させること。
- ・視聴者のターゲットは、手話言語への関心が高い県民等はもちろんのこと、手話言語への関心が低い県民等も対象とし、高校生が出演する大会であることから、若年層の視聴者を増やすことも考慮すること。
- ・前回の番組に対する視聴者の意見（別紙）を踏まえた構成・内容とすること。
- ・テレビ番組の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。

イ 事後評価

- (ア) 番組放送後の視聴率や視聴者の反響、意見、効果等を把握するための事後評価の方法について企画すること。
- (イ) 視聴率や視聴者アンケートの結果、視聴者の反響に基づき、放送趣旨の達成状況や本業務全般を通じた大会広報の効果について、事後報告書を作成すること。なお、事後報告書は任意様式とする。

ウ 納品

制作・放送したテレビ番組映像は、番組中のCMを除いた上で、パソコンで再生・複製できるファイル形式（MP4等）に変換して、DVD等の記録媒体により実行委員会に納品すること。なお、番組が収録されたDVDは、実行委員会で複製し、取材協力者（大会出場校など）、大会支援者（協賛者など）及び大会関係者に無料で配付する場合がありますので、承知すること。

(2) テレビ番組広報

- ア テレビ番組放送の視聴率を高めるため、テレビCMによる番組広報を行うこと。（CMの時期、時間、回数、時間帯等は提案による。）
- イ その他に、実施可能なテレビ番組広報があれば提案すること。

(3) 留意事項

- ア 受託者は、本業務を進める過程において、実行委員会と十分協議の上、作業を進めること。
- イ 本業務の実施にあたり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- ウ 本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- エ 特に指示のない限り、番組出演に要する費用（ゲスト出演料等）は、すべて契約金額に含めることとする。また、大会の出演者が放映されることについて、予め許可を得ておくこと。なお、許可を得る際、費用が発生する場合も、すべて契約金額に含めることとする。
- オ 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- カ 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- キ 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、実行委員会の承諾を得るものとする。
 - (ア) スケジュール表（工程表）
 - (イ) 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - (ウ) 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - (エ) 共同企業体の場合は、構成事業者の業務分担が分かる一覧表
 - (オ) その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- ク 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、実行委員会とは常に密接に連絡を取るとともに、随時、鳥取県庁において協議を行い、その協議内容について両者で共有すること。
- ケ 受託者は、業務の進捗状況に応じ、発注者に中間報告を行うものとする。

コ 受託者は、本業務に協力が得られる事業者等（スポンサー等）の獲得に務め、十分な番組制作費及び放映費を確保すること。

サ 本業務による著作権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、別途協議を行い決定することとする。

8 情報等の取扱い

(1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 受託者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 本業務及び本プロポーザルに係る情報について、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第 3 者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了後に速やかに実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受託者と実行委員会とが協議して定めるものとする。なお、本業務の実施にあたり、作業に重大な影響のない変更は、実行委員会の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。



鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

開催要項

1 目的 ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

また、令和 5 年度は全国に先駆けて鳥取県で成立した手話言語条例の制定 10 周年を迎え、手話パフォーマンス甲子園も節目となる第 10 回大会開催となることから、それらを記念し、「鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」として開催する。

2 大会概要

- (1) 大会名 鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
(以下「本大会」という。)
- (2) 日 時 令和 5 年 9 月 24 日 (日)
午前 9 時 30 分から午後 4 時 10 分まで (時間は予定)
- (3) 会 場 とりぎん文化会館 梨花ホール (鳥取県鳥取市尚徳町 1 0 1 - 5)
- (4) 出 場 予選審査を通過した 15 チーム
- (5) 内 容 以下のとおり

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 開会式 (関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介)② 出場チーム演技 (演技時間：1 チーム当たり 3 分以上 8 分以内)③ ゲストパフォーマンス④ 審査結果発表・表彰式⑤ 講評・閉会 |
|--|

3 主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

4 共 催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

5 特別協賛 日本財団

6 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟

7 後 援 内閣府、厚生労働省、文部科学省、鳥取市、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、全国聾学校長会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団、社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国難聴児を持つ親の会、一般社団法人日本演劇教育連盟、日本障害フォーラム、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県青少年赤十字指導者協議会、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK 鳥取放送局、BSS 山陰放送、日本海テレビ、TSK さんいん中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、エフエム山陰、FM 鳥取、DARAZ FM

8 参加資格

- (1) 令和 5 年度に高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 、特別支援学校高等部、高等専門学校 (3 年生まで) 、専修学校及び各種学校 (修業年限が高等学校と一致している生徒に限る。) に在籍していること。
- (2) 本大会に参加することについて、校長の承認が得られていること。また、参加する生徒について、校長の推薦が得られていること。
- (3) 本大会への参加に当たって、原則として在籍する学校の教職員が引率できること。
- (4) 原則として、本大会の全日程、本大会前日のリハーサル及び交流会に参加できること。

9 チーム編成

1 チームの編成は、同一校又は複数校で編成するチームの生徒及び引率者とし、生徒は演技者の他、演技の補助者や必要に応じてチームの介添え者を含めることとする。人数は最大で生徒 20 人以内、引率者 10 人以内とし、予選参加者は原則として本大会に出場できる生徒とする。ただし、予選審査後に生じたやむを得ない事情等がある場合は、本大会に出場する生徒を変更（若干名の増減）できるものとする。

同一校からの複数チームの参加申込みは可能とするが、本大会に出場できるのは予選審査で同一校中、最上位のチームのみとする。なお、同一人が複数チームで参加することは認めない。

10 演技内容等

- (1) 手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンスで、表情も含め手話言語を正確に使いながら、伝えようとする意志をしっかりと持ち、工夫された演出や構成と豊かな表現力により演じられるものとする。なお、手話パフォーマンス甲子園（予選及び本大会含む）に出場したことのあるチームについては、自校の過去の演技テーマ、構成等と同じでも問題はないが、同じ内容にする場合には、参考情報として理由等を様式第 5 号「鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園予選審査演技情報」に記載し提出すること。また、審査基準としては、必ずしも音（音声や音楽など）を用いる必要はないことを申し添える。
- (2) 本大会での演技時間は、3 分以上 8 分以内とする。なお、予選審査会においては、3 分以内の動画を提出するものとする。
- (3) 演技スペースは、概ね間口 10 メートル、奥行 5 メートルの範囲とする。なお、演技中に演技スペースから舞台袖への出入りは可能とする。
- (4) 情報保障の観点から、演技中、歌詞やセリフ等には字幕を必ず表示させること。字幕は、予選審査動画においては映像の中に、本大会においては演技スペース後方に設置するスクリーンに表示させること。なお、本大会の演技中は、主催者側で歌詞やセリフ等の要約筆記等を行わない。
- (5) 舞台上での演技（音声によるナレーション等の演技補助を含む）は全て生徒が行うこととし、字幕表示、音響・照明のキュー出し等、演技以外の舞台進行に係る作業は生徒が主体的に行うよう努めること。
- (6) 演技の補助として、簡素な小道具、舞台装置、背景、スクリーン等のみ使用を認める。（概ね 1 分以内に準備が完了できるものに限る。）なお、演技中に、小道具、会場にない設備（特殊な照明や音響等）等を使用する場合は、原則として各チームにおいて用意すること。なお、これらの使用については、本大会前に舞台監督と詳細を打ち合わせすること。
- (7) スクリーンに表示する内容について、字幕の他、演技のイメージを伝える画像の使用は認めるが、動画の使用は認めない。また、著作権が発生する画像等をスクリーンに表示させたい場合は、著作権を侵害することのないよう自チームにて会場、ライブ配信及び大会後の公開映像での当該画像等の使用について、全て著作権者の許可を得ること。なお、使用する画像等は、可能であれば自チームで制作した著作権の発生しない画像等を使用することが望ましい。
- (8) 予選審査における動画の撮影ルール等の取り扱いは、別途提示する。なお、予選審査に複数の演技内容の動画を提出することは認めない。
- (9) 舞台上の演技者が演技の主体となるように構成すること。なお、演技者とスクリーンの視聴は両立しないことを前提に、あくまで演技者に観客の目を向けさせるような構成に努めるとともに、スクリーンの使用は字幕の表示を中心に、画像の使用を必要最小限とすることが望ましい。
- (10) 歌唱を行う際は、発話が困難な場合を除き、CD 音源や事前収録した音源を歌唱に利用する（いわゆる口パクやかぶせ）のではなく、自ら発声する方法で本番（予選審査を含む。）に挑戦してほしい。なお、CD 音源等を使用する場合には、当該音源の販売元等が把握でき著作権者が明確になっているものとする。
- (11) 本大会において演技中に CD 音源を使用する場合、当日会場での CD 音源使用に係る著作権対応は主催者で行う。ただし、インターネット(YouTube)でライブ配信する映像及び後日公開する映像については、著作権者の許可が得られないものは、CD 音源部分の音声（歌唱やセリフ等）を消去することになるため、原則は、参加校で著作権を持つもの、参加校で許可を得ているもの、著作権者の許可が不要なものを使用することが望ましい。
- (12) 演技時に自チームの完全なオリジナル作品ではない著作物を引用等する場合（シナリオや美術道具、ダンス等）は、会場での上演や、本大会当日のライブ配信、大会後の演技映像の公開にあたって、著作権を侵害することのないよう自チームにおいて事前に対処しておくこと。なお、音楽については(11)のとおりだが、楽曲の改変（歌詞を変えたり、編曲するなど）に該当する場合は、著作権者の許可が必要となるため、自チームにおいて対処しておくこと。

11 審査方法

- (1) 主催者が委嘱した審査員が審査及び採点を行う。
- (2) 審査員は、予選審査会 6 名、本大会 8 名から構成し、審査員の中から主催者が審査員長を選出する。

- (3) 予選審査は、参加申込みチームが提出した演技動画を視聴する方法により、審査員が行う。
- (4) 予選審査会及び本大会の審査基準、採点方法、演技時間の計測方法等は、別途定める。

12 参加申込み方法

- (1) 申込期間 令和5年4月24日(月)から6月30日(金)まで
(※郵送により提出される場合は、提出期限の消印まで有効)
※予選審査動画の提出期限は、令和5年7月14日(金)まで【必着】
- (2) 提出資料 別紙のとおり
- (3) 補足事項
 - ア (2)の資料は、13の申込み先まで指定する方法及び期限に沿って提出すること。
 - イ 本大会における参加者の個人情報等については、別添「個人情報、肖像権及び著作権の取扱いについて」のとおり取り扱うので、同意の上、参加申込みを行うこと。
 - ウ 予選審査用の演技動画の提出期限は、令和5年7月14日(金)までとする。まずは、(1)の期間中に参加申込みを行うこと。
 - エ 参加申込み及び予選審査動画は、各期限日必着（※参加申込書を郵送により提出される場合は、提出期限の消印まで有効）とする。資料は期限日までに余裕を持って提出するよう努めること。なお、資料提出した際、その旨を大会事務局に電話連絡すること。
- (4) その他
各学校と各都道府県聴覚障害者協会（以下「協会」という。）との関わりが生まれる契機となるよう、参加申込みした旨を協会に情報提供することが望ましい。

13 申込み先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内)
電話：0857-26-7682 FAX：0857-26-8136 Eメール：s-koushien@pref.tottori.lg.jp

14 参加料 不要

15 助成金

出場チーム（生徒、引率者）に、次のとおり交通費、宿泊費の一部を助成する。なお、助成申請方法等については、別途事務局が示す手続きによること。

- (1) 交通費（領収書等必要）
実費相当額を助成
※各ブロックの1チームあたりの上限額は以下のとおり
北海道・東北、関東、中部、九州・沖縄ブロック 300,000円
中国・四国（鳥取県を除く）、近畿ブロック 250,000円
鳥取県内 200,000円
- (2) 宿泊費（領収書等必要）
実費相当額を助成（1チーム当たり85,000円を上限とする。）

16 表彰

表彰は次のとおりとする。

- (1) 優勝（賞状、優勝旗、メダル、副賞を授与する。）
- (2) 準優勝（賞状、準優勝盾、メダル、副賞を授与する。）
- (3) 3位（賞状、盾、メダル、副賞を授与する。）
- (4) 審査員特別賞（賞状、盾、副賞を授与する。）
- (5) 全日本ろうあ連盟賞（賞状、盾、副賞を授与する。）
- (6) 日本財団賞（賞状、盾、副賞を授与する。）
- (7) 鳥取県聴覚障害者協会賞（賞状、盾、副賞を授与する。）
- (8) その他、上記受賞チーム以外の全ての本大会出場チームに手話パフォーマンス奨励賞を授与する。

17 予選審査会

- (1) 日 程 令和5年7月27日(木)及び28日(金)
- (2) 場 所 鳥取市内
- (3) 内 容 参加申込みチームが提出した予選審査動画の視聴により審査を実施し、本大会に出場する15チームを選出する。
- (4) 結 果 令和5年7月28日(金)に審査結果発表会を公開して行う(インターネットでライブ中継あり)。なお、発表会終了後、公式ホームページ上に審査結果を掲載する。
- (5) その他 上記(4)の審査結果発表会の際に、本大会の各チームの演技の順番及び選手宣誓を担当するチームを抽選で決定する。(本大会出場チーム確定後に、抽選を行う。)なお、選手宣誓については、手話言語を用いて行うこと。

18 交流会

- (1) 日 時 令和5年9月23日(土・祝) (本大会前日)
午後6時から午後8時まで(時間は予定)
- (2) 場 所 鳥取県鳥取市内
- (3) 内 容 出場チームや大会関係者等が一堂に会し、交流を深めるもの。
- (4) その他 参加者の交流を深める目的であることから、原則として参加すること。(参加費は不要。)

19 スケジュール

令和5年(2023年)

- 2月1日(水) 本大会の開催決定
- 2月下旬 開催要項等公表
- 4月24日(月) 参加申込み受付開始
- 6月30日(金) 参加申込み締切
- 7月14日(金) 予選審査動画の提出締切
- 7月27日(木) 予選審査会
- 7月28日(金) 予選審査会、審査結果発表(結果発表、本大会演技順及び選手宣誓チームの抽選決定)
- 8月下旬 ヒアリングシートの提出(演技内容の詳細(シナリオ・楽曲等)の報告)
- 9月23日(土・祝) リハーサル、交流会
- 9月24日(日) 本大会

20 その他

- (1) 本大会前日に本大会と同会場ですべてのチームがリハーサルを実施する。なお、各チームのリハーサルのスケジュールは、会場までのアクセスや本大会の発表順等を考慮して事務局にて指定する。また、できる限りの配慮は行うが、午前中からリハーサルを開始する関係で、本大会前々日から宿泊が必要となる場合もあるので承知すること。
- (2) 高校生による手話言語の祭典であるという観点から、演技時だけでなく、演技後のインタビュー時の応答や、交流会での各チームの発表、その他様々な発表の機会や交流の場面においても、各自ができる範囲で、積極的に手話言語の使用に挑戦してほしい。
- (3) 本大会出場チームは、本大会閉会后、可能な限り報道機関等のインタビューに応じること。
- (4) 本大会の演技は、後日、手話パフォーマンス甲子園☆動画チャンネル(YouTube)上に、全て公開する。
- (5) 本大会出場チームが確実に宿泊できるよう宿泊先の斡旋を行う予定。(利用は任意)
- (6) 引率代表者は、事務局との連絡調整を担当すること。なお、主に電子メールにて頻りに連絡等を行うこととなるため、参加申込み後は小まめに電子メールの受信を確認するよう努めること。
- (7) 本大会出場チームには、予選審査結果発表後に各種資料等の提出をお願いすることとなる。この時期が夏休み及びお盆期間と重なるので、引率代表者は事務局及びチーム内の円滑な連絡調整ができるよう留意すること。
- (8) 予選参加申込み及び本大会出場に係る事務局への提出物は、返却しない。
- (9) 本大会出場チームは、可能な範囲で、9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせた大会PR等に協力すること。(PR用動画の提出を想定。詳細は別途案内)
- (10) 自然災害等により本大会の現地開催が困難な場合は、中止又は開催方法を変更する場合がある。その場合、交通費及び宿泊費のキャンセル料等、参加等に要した経費については、15の助成金の額を上限に助成する。

【前回の番組に対する視聴者からの主な意見（改善点）】

- ◎パフォーマンスを流す時間が短く感じた。
- ◎各学校の紹介がパフォーマンスより長い気がしたので、手話の甲子園の番組というより鳥取県がしている取り組みの紹介という感じがした。
- ◎予選を勝ち抜いての 15 校という事だが、予選の様子も知りたいし、どんな方が選考委員なのかも気になった。
- ◎審査員や他校を観た高校生の感想などがあると良かった。
- ◎進行の手話通訳が 1 人だったため、誰が話しているなどの表示がなく分かりづらかった。
- ◎パフォーマンスに使用されている楽曲名等、字幕情報が不足していると感じた。
- ◎学校紹介の手法に統一感がなかった。（現地取材の有無等）
- ◎テレビ番組放映の周知が少なかったように思う。

【様式第 1 号】

企画提案参加申込書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

所在地

商号又は名称（共同事業体にあつてはその名称）

代表者名 ⑩

電 話

ファクシミリ

E-mail

担当者職氏名

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託に係るプロポーザルに参加を希望します。

なお、当該業務に係る参加資格の要件に該当すること、並びに本書及びその他書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

<共同事業体にあつては、全ての構成事業者の商号又は名称及び所在地並びに代表者名を以下に示すこと。>

【様式第2号】

事業者概要及び事業実績

年 月 日現在

【事業者概要】

事業者の概要	商号又は名称	
	代表者氏名	
	本社所在地	
	電話番号・FAX	
	設立年月日	
	資本金	
	従業員数(人)	
	事業者概要 特記事項	
	鳥取県内の支社等 の名称・所在地	

本業務取扱予定支店等の概要

業務取扱 支店等の概要	支店等名称	
	支店等代表者氏名	
	支店等所在地	
	電話番号・FAX	
	開設年月日	
	従業員数(人)	

※ 事業者概要の分かるパンフレット等があれば添付すること。

※ 従業員数は、参加表明書提出時の現員を記入すること。

※ 共同事業体の場合、構成事業者全ての企業についての事業者概要及び事業実績を提出すること。

【事業実績】

平成 29 年度以降に受託した類似業務について、主なものを記載してください。

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

※ 個々の事業の内容が確認できる成果物等があれば、写し等を添付すること。

※ 欄が不足する場合には複写して記入すること。

【様式第 3 - 1 号】

企 画 提 案 書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

鳥取県手話言語条例制定 10 周年 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
テレビ番組制作等業務委託に係るプロポーザルについて、添付書類を沿えて提出し
ます。

事業者所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

【連絡先】

担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____

ファクシミリ番号 _____

E-mail _____

【様式第3-2号】

企 画 提 案 書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

鳥取県手話言語条例制定10周年 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
テレビ番組制作等業務委託に係るプロポーザルについて、添付書類を沿えて提出し
ます。

共同事業体名 _____

(代表者) 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏 名 _____ (印)

(構成員) 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏 名 _____ (印)

(構成員) 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者 氏 名 _____ (印)

【連絡先】

会社名 _____

担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____

ファクシミリ番号 _____

E-mail _____

【様式第4号】

企画提案に係る特記事項

本業務の実施するにあたり、特記事項は本書のとおりですので、提出します。

【本業務の特記事項（提案のポイント）】

項目	内容
番組のタイトル案	
テレビ番組企画における最重要ポイント、アピールしたいポイントについて	
テレビ番組視聴者を増やすための効果的な番組広報の概要、ポイントについて	
本業務の成果や効果を検証するための事後評価方法の概要、ポイントについて	

※ いずれの項目についても、内容を整理し、端的に分かりやすく記載してください。
(内容の詳細は、企画提案書の方に記載してください。)